



- I. 公務員等の接待・贈答ルールにおける金額基準  
 II. 子会社の取締役等が子会社の業務の遂行に関して法令違反行為を行った場合の民事・刑事責任

2016年  
2月号

## I. 公務員等の接待・贈答ルールにおける金額基準

執筆者: 木目田 裕、吉本 祐介

経済産業省が策定した外国公務員贈賄防止指針において、社交行為に関する決裁・承認ルールなどを含む社内規程を整備することが望ましいとされたことなどを背景として、接待・贈答ルールを定める企業が増加しています。接待・贈答ルールにおいて問題となることが多いのが、公務員等の接待・贈答に関する金額基準を設けるかどうかという点です。

ここで金額基準とは、各国毎に定められた接待・贈答の決裁基準となる金額をいいます。接待・贈答一回あたりの金額だけを定める場合もあれば、通年での接待・贈答の総額についての金額も定める場合もあります。また、金額基準とあわせて、通年での接待の回数を定める場合もあります。

金額基準を超える接待・贈答を一律に禁止すると、かえって、金額基準の範囲内であれば、相手方公務員等の職務と対価性があるような接待・贈答をしてもよいのだという誤解を招き易くなることから、金額基準は、あくまで接待・贈答の決裁や承認の手段として定められることが通常です。例えば、一定の金額を超える接待・贈答については、コンプライアンス責任者の承認を必要とする一方で、当該金額以下の接待・贈答については接待・贈答を行う者の上司の承認で足りるとすることなどです。

一般に、どの会社でも、接待・贈答については役職員の横領等を防ぐために上司や経理部門等が決裁を通じてチェックする仕組みがあります。こうした会社では、贈収賄防止のためのチェックは営業部門の上司が行っているという建付けになっていることが少なくないと思いますが、ここでの金額基準とは、一定金額を超える接待・贈答については、贈賄と疑われたり、贈賄に該当するリスクが高くなることを踏まえて、営業部門等の現場任せにしないで、コンプライアンス責任者等がまさに贈賄防止の観点から適法性を事前チェックしようというものです。

なお、接待・贈答ルールなどの外国公務員贈賄防止のための社内規程の詳細については、当職らが執筆した「FCPA 違反防止のための社内規程モデル(上)(下)」ビジネス法務 2013年8月号、9月号をご参照下さい。

### 1. 金額基準の意義

接待・贈答ルールにおいて金額基準を設ける意義は下記の点にあると考えられます。

- 適法な接待・贈答であっても、後日、捜査当局やマスコミなどから、贈収賄ではないかと疑われることもあり得ます。このような場合に備えて、会社として、接待・贈答の記録を作成し、適法に行われることを管理しておくことが重要となります。接待・

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

贈答の金額が高額になるほど、贈収賄と疑われる可能性が高くなります。そこで、金額基準を設け、それを超える接待・贈答については、営業部門等の現場任せにしないで、コンプライアンス責任者等が適法性をチェックして決裁し、また判断過程について記録を残しておくことで、疑われた場合にも贈収賄に該当しないことを適切に説明できるようになります。

- ・ 贈収賄防止の徹底の観点からは、むしろ、金額基準など設けず、接待・贈答については一切営業部門などの現場に任せないで常にコンプライアンス責任者等の決裁を必要とすることも一案ですが、大規模な会社になればなるほど、それでは実際にはワークしなくなります。そこで、いわば費用対効果の観点から、金額基準を設け、その金額以下の接待・贈答については、営業部門などの現場に任せる方がよいと考えられます。
- ・ 金額基準は上記のような意義を有することから、米国証券取引委員会(SEC)及び司法省(DOJ)が共同で定めたガイドライン 16 頁においても、以下の通り、接待・贈答ルールにおいては金額基準を設けることが推奨されています。

As part of an effective compliance program, a company should have clear and easily accessible guidelines and processes in place for gift-giving by the company's directors, officers, employees, and agents. Though not necessarily appropriate for every business, many larger companies have automated gift-giving clearance processes and have set clear monetary thresholds for gifts along with annual limitations, with limited exceptions for gifts approved by appropriate management. Clear guidelines and processes can be an effective and efficient means for controlling gift-giving, deterring improper gifts, and protecting corporate assets.

なお、たとえ少額の接待・贈答であっても、相手の公務員等の職務との対価性があるものは、国内刑法であれ、外国公務員贈収賄防止法制であれ、基本的に贈賄に該当し得ることになります。それ故、決裁基準として金額基準を設けるかどうかに関わりなく、相手の公務員等に何かお願いごとをしたり、相手の公務員等に何か便宜を図って貰ったことの謝礼・見返りとして接待・贈答をすれば、その接待・贈答は贈収賄に該当し得ることになります。それ故、金額基準については、あくまで社内の事前チェックのための決裁権限の配分の基準であるという点に注意する必要があります。

## 2. 金額基準の例

金額基準をいくらに設定するかですが、法令上一定の金額が定められている場合には、その金額を参考にすることが考えられます。例えば、タイでは、国家汚職防止委員会の通達(以下「本通達」といいます。)<sup>1)</sup>により、伝統的、慣習的又は文化的場面又は儀礼上接待・贈答等が必要とされる場面において、下記のことが認められています。

- ・ 公務員親戚からその金額が社会的地位に照らし適正である財産又はその他の利益を贈答品として受領すること。
- ・ 公務員が親戚以外の者からその価格又は価値が一人につき一度に 3,000 バーツ(約 1 万円)以下である財産又はその他の利益を受領すること。

本通達は、3,000 バーツ以下の接待や贈答であれば、公務員等の職務に対する謝礼や見返りとして提供されるとは通常考えにくいということを背景に定められていると考えられるため、3,000 バーツがタイにおける金額基準とされることが多いです。

国によっては、法令上金額基準の参考となるような金額が定められていない、又は金額が定められてから時間が経過しており、現在の物価を考慮すると低額すぎるということもあります。しかしながら、法令上の金額はあくまで参考であって、上記の金額基準を設ける意義を果たすことができるのであれば、法令で規定されていない金額を金額基準として設定することに問題はないと考えられます。この場合、現地法人や現地法律事務所などを通じて、社会通念上妥当と認められる接待・贈答の金額が分かるのであれば、この金額を金額基準として使えばよく、他方、全く情報がなければ、例えば一人一回あたり 5,000 円相当の現地通貨などの比較的 low 額の基準を定めておき、現地の情報が集まった時点で再度見直しを行うことでよいと考えられます。

その他、具体的な金額基準の考え方等については、上記の「FCPA 違反防止のための社内規程モデル(上)(下)」ビジネス法務 2013 年 8 月号、9 月号を御参照下さい。



きめだ ひろし  
**木目田 裕**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[h.kimeda@jurists.co.jp](mailto:h.kimeda@jurists.co.jp)

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手がけている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



よしもと ゆうすけ  
**吉本 祐介**

西村あさひ法律事務所 弁護士

[y.yoshimoto@jurists.co.jp](mailto:y.yoshimoto@jurists.co.jp)

2002年弁護士登録。三井物産株式会社法務部及び米国三井物産株式会社ニューヨーク本店出向後、2012年ジャカルタのAli Budiardjo, Nugroho, Reksodiputro 法律事務所出向。海外各国におけるコンプライアンス問題や日本企業のアジア進出などを幅広く手掛ける。

## Ⅱ. 子会社の取締役等が子会社の業務の遂行に関して法令違反行為を行った場合の民事・刑事責任

執筆者:木目田 裕

昨今、福岡魚市場事件や会社法改正(いわゆるグループ内部統制)などを受けて、親会社取締役等(取締役・監査役・執行役をいう。以下同じ)の子会社管理につき、いかなる場合に親会社取締役等に親会社に対する善管注意義務違反(任務懈怠責任)が生じるのか、御質問を受けることが多くなっております。

また、例えば、昨年の経産省における外国公務員贈賄防止指針の改訂の際にも問題になりましたが、新興国等に所在する子会社の役職員が贈賄行為を行った場合に、いかなる事情があれば、親会社や親会社の役職員も刑事責任を問われるのかという点も、御質問を受けることが多い点です。

いずれも最終的には事実関係次第ですが、子会社の取締役等が子会社の業務の遂行に関して法令違反行為を行った場合の民事・刑事責任について、単純化・図式化すれば、次の通りになると考えられます。

	子会社の取締役等		親会社の取締役等	
	法令違反行為を自ら行った者(行為者) 他の役職員の法令違反行為に指示・決裁・了解等で関与した者(関与者)(注①)	非行為者 非関与者	子会社の役職員の法令違反行為に指示・決裁・了解等で関与した者(関与者)(注①)	非関与者
民事責任	子会社に対する、法令違反としての善管注意義務違反等に基づく損害賠償責任	子会社に対して負っている内部統制システム構築・運用義務や監視監督義務に違反したとされれば、子会社に対する損害賠償責任	親会社に対する、法令違反としての善管注意義務違反等に基づく損害賠償責任 【野村証券株主代表訴訟型(注②)】 (注③)	親会社に対して負っている、子会社管理に係る内部統制システム構築・運用義務や子会社管理に係る監視監督義務に違反したとされれば、親会社に対する損害賠償責任 【一応は福岡魚市場株主代表訴訟型(注⑤)。】
刑事責任	・行為者個人・関与者個人(共犯)の刑事罰 ・法人としての子会社も処罰対象	なし	・関与者個人(共犯)の刑事罰 ・当該親会社取締役等の関与行為が親会社の業務等に関してなされたことと認定できる場合で、かつ、名宛人「非」限定型の禁止・命令規範の違反であれば、理論上は、法人としての親会社も処罰対象になり得る(注④)	なし

(注①) 親会社取締役等か子会社取締役等かを問わず、子会社の役職員の法令違反行為を指示したり、決裁で承認したり、了

解する等すれば、自ら手を下して法令違反行為を行ったのと同じように民事・刑事上の責任が発生する。このことは、基本的には、刑事法における共犯の概念と同様に考えればよい。

(注②) 野村證券株主代表訴訟(東京地判平成 13 年 1 月 25 日)のポイント

- ・ 親会社と子会社(孫会社を含む。以下同じ)は別個独立した法人であって、子会社について法人格否認の法理を適用すべき場合のほかは、子会社の経営についての決定・業務執行は、子会社の取締役が行うのであり、親会社の取締役は、特段の事情のない限り、子会社の取締役の業務執行の結果子会社に損害が生じ、さらに親会社に損害を与えた場合であっても、直ちに親会社に対し任務懈怠責任を負うものではない。
- ・ もっとも、親会社と子会社の特殊な資本関係に鑑み、親会社の取締役が子会社に指図するなど、実質的に子会社の意思決定を支配したと評価できる場合であって、かつ、親会社の取締役の指図が親会社に対する善管注意義務や法令に違反するような場合には、特段の事情があるとして、親会社に生じた損害について、親会社に対する損害賠償責任が肯定される。
- ・ 本件では、法人格が否認される事情はなく、親会社の取締役が孫会社による違反行為に同意したり、指図した事実は認められない。

(注③) 理屈の上では、親会社取締役等が負っている善管注意義務や法令遵守義務は親会社に対して負っている義務であるから、親会社取締役等による法令違反行為への関与が親会社の業務と全く関係ないもの(私的な領域における法令違反行為への関与)であったとすれば、親会社取締役等には親会社に対する任務懈怠責任を生じないという議論はあり得る。もっとも、ここでの整理は「子会社の取締役等が子会社の業務の遂行に関して法令違反行為を行った」場合を対象としており、子会社取締役等による法令違反行為に対して親会社取締役等が関与するのであれば、いかなる関与形態であろうと、親会社の業務と全く関係がないという事態は通常は想定できないのではないと思われる。

(注④) 法人等に係る両罰規定の要件は、役職員の法令違反行為が法人の業務等に関して違法行為を行うことであるから、子会社の役職員による違法行為に関与した親会社の役職員の行為を理由として親会社に両罰規定による処罰を及ぼすためには、親会社の役職員の当該行為が親会社の業務等に関して行われたものであることが必要となる。さらに、問題とされる罰則の内容をなす禁止・命令規範が名宛人限定型か非限定型かを検討する必要がある。禁止・命令規範において名宛人が限定されていないのであれば、上記の「親会社の業務等に関して」の要件を満たせば、親会社に両罰規定を及ぼすことができる。この禁止・命令規範が名宛人限定型の場合には、通常は親会社に両罰規定を及ぼすことができない。この点は別稿で虚偽有価証券報告書の提出やインサイダー取引規制との関係で行った説明(木目田裕＝山田将之「インサイダー取引規制における実務上の諸問題(1) 規制の概要と法一六六条の成立要件[上]」旬刊商事法務 1840 号 93、97 頁以下(2008 年))を参照願いたい。

(注⑤) 福岡魚市場株主代表訴訟(福岡高判平成 24 年 4 月 13 日)は、一般に、親会社取締役に対し子会社の違法な経営について善管注意義務や監視監督義務等を認めたものとして参照されることが多い。そこで、本表では、「親会社に対して負っている、子会社管理に係る内部統制システム構築・運用義務や子会社管理に係る監視監督義務」の違反につき、「福岡魚市場株主代表訴訟型」とした。

もっとも、「一応」の留保を付している。というのも、上記の一般的な捉え方には疑問があるからである。上記福岡高裁判決が親会社取締役の任務懈怠を認めたポイントは「子会社において非正常な取引がなされていたことは様々な徴表から明らかであり、親会社取締役は不良在庫の発生に至る真の原因等を探求して、対処すべきであった。親会社取締役は、子会社の不良在庫の実態を解明しないまま、回収困難な貸付をし、その後債権放棄及び追加貸付を行った。かかる判断は、忠実義務・善管注意義務違反である。」というものである。私見では、福岡高裁判決は単なる不良貸付け事案に係る任務懈怠を認めたに過ぎないのではないかという気がしてならない。つまり、福岡高裁判決は、親会社取締役が親会社として貸付を行うに当たって債務者側の財務・経営状態を精査して回収困難な融資をしないようにすべきであると言っているに過ぎないのではないと思われる。これは、親会社自身の経営の遂行についての善管注意義務を論じているに過ぎず(銀行等の不良貸付に係る従前の裁判例で形成された規範を外部の第三者に対する融資ではなく、子会社に対する融資に対して当てはめたものに過ぎない)、子会社の経営に係る善管注意義務それ自体の懈怠を親会社取締役に認めているものではないように思う。だからこそ、最高裁は、上告受理申立てにおいて、こ

の部分を取り上げなかったのではないかと考えられる。もっとも、会社法の研究者や弁護士等の実務家の多くが、福岡高裁判決（一審の福岡地裁判決でなく）をもって、親会社取締役に対し子会社の違法な経営について善管注意義務や監視監督義務等を認めたものとして参照していることから、ここでは疑問の指摘に止める。



きめだ ひろし  
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 弁護士

[h.kimeda@jurists.co.jp](mailto:h.kimeda@jurists.co.jp)

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟（責任追及訴訟、敵対的買収防衛）、独禁法関係争訟等を手がけている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。

当事務所危機管理グループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事などの危機発生時の対応について助言を提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定などを行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。